

新見市防災マップ作成業務仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、「新見市防災マップ作成業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（目 的）

本業務は、市内を流域とする高梁川水系河川について、国や岡山県が公表する新たな河川氾濫解析結果（計画規模降雨及び想定最大規模降雨）に基づき、河川が氾濫した場合の被害予測、浸水範囲の周知を図るとともに、岡山県により区域指定された土砂災害（特別）警戒区域に基づき、避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、「新見市防災マップ」を作成することを目的とする。

第3条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、新見市内全域とする。

第4条（定 義）

本仕様書において、「発注者」とは、委託者である新見市をいい、「受注者」とは、受託者をいい、担当職員とは、「発注者」が指定する本業務の新見市担当職員をいうものとする。

第5条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、本仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 河川法
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (5) 岡山県地域防災計画
- (6) 新見市地域防災計画
- (7) 新見市防災マップ（平成29年3月 新見市）
- (8) 水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月 国土交通省）
- (9) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月 国土交通省）
- (10) 避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月 内閣府）
- (11) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月 内閣府）
- (12) 洪水ハザードマップ事例集（令和元年7月 国土交通省）
- (13) 新見市契約規則
- (14) 新見市個人情報保護条例及び規則
- (15) その他関連法令並びに通達

第6条（疑 義）

本仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第7条（提出書類）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに担当職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- （1）業務計画書
- （2）業務着手届
- （3）管理責任者・主任技術者通知書
- （4）その他発注者が必要と認める書類

第8条（貸与資料）

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は必ず借用書を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

また、作業期間中であっても発注者から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却を行うものとする。

第9条（作業経過の報告）

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。なお、打合せ事項については、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

第10条（損害の賠償）

本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

第11条（個人情報及び守秘義務）

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、発注者の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

第12条（打合せ協議）

業務の実施にあたっては、受注者と担当職員は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。なお、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとし、発注者の行う指示についても同様とする。

第13条（委託内容の変更等）

発注者は、受注者と協議し、必要があると認めるときは、委託内容を変更することができる。

第14条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第 15 条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

第 16 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 業務内容

第 17 条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|---|--------------------|
| (1) 計画準備 | 1 式 |
| (2) 資料収集整理 | 1 式 |
| (3) 防災マップ作成方針の検討 | 1 式 |
| (4) 防災マップ原案の作成 | 1 式 |
| (5) ホームページ公開用データの作成 | 1 式 |
| (6) 防災マップの印刷 | 18,000 枚（各図郭の合計枚数） |
| (7) 防災マップ収納用ファイルケースの作成及び
防災マップのファイルケースへの封入 | 18,000 部 |
| (8) 報告書作成 | 1 式 |
| (9) 打合せ協議 | 4 回 |

第 18 条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

第 19 条（資料収集整理）

本防災マップの作成にあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要と考えられる資料を収集するとともに、地理情報システム（GIS）データとして整理するものとする。想定される主な資料は以下のとおりとする。

なお、掲載方法等については、発注者受託者協議により定めるものとする。

- ①背景図（国土地理院が一般公開する基盤地図情報又は現地調査を基に作成された地図で最新のもの）
- ②洪水浸水想定区域図（一級河川高梁川：計画想定規模降雨【L1】、想定最大規模降雨【L2】：SHAPE 形式）
- ③ダム洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨【L2】河本、高瀬川、三室川：SHAPE 形式）
- ④内水ハザードマップ（都市計画区域：SHAPE 形式）
- ⑤ため池ハザードマップ（SHAPE 形式）
- ⑥土砂災害警戒区域等の法指定図（告示図書）データ（SHAPE 形式）
- ⑦新見市地域防災計画（避難施設等、防災マップ掲載に関わる施設一覧）
- ⑧上記施設の位置データ（SHAPE 形式）
- ⑨要配慮者利用施設データ（名称、位置情報）
- ⑩その他必要と認められる書類

項目	内容	備考
洪水浸水想定区域図 (計画想定規模降雨【L1】) (想定最大規模降雨【L2】)	浸水深ランク別色分け	防災マップへの掲載方法については協議により決定
ダム洪水浸水想定区域図 (想定最大規模降雨【L2】)		
内水ハザードマップ		
ため池ハザードマップ		
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	急傾斜地、土石流、地すべりの数量、形状の確認	区域の形状は、告示図書との照合により行う
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所	掲載の必要については、協議により決定
山地災害のおそれのある箇所	山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地、地すべり危険地	

第 20 条 (防災マップ作成方針の検討)

災害時に備え、平時より住民が円滑かつ迅速な避難行動の検討が行える情報の提供を図る防災マップとするため、国等が示す各種指針や手引き等に準拠した上で、受注者における防災マップ作成に関する業務経験に基づき、有効な作成方針を提案するものとする。

①レイアウト：A1 判両面フルカラー印刷（片面：地図面、片面：地図面・情報面）

防災マップの見やすさや利用のしやすさを考慮し、地図上で家屋等の確認が可能な縮尺約 1：15,000 程度とし、都市計画区域については 1：10,000 程度とすること。

なお、新見市を分割する図郭・表示縮尺・レイアウトについては、受注者からの提案とする。

②指定避難所・指定緊急避難場所等の記載

- ・指定避難所、指定緊急避難場所（災害別）
- ・洪水浸水想定区域（計画想定規模降雨【L1】、想定最大規模降雨【L2】）
- ・ダム洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨【L2】）
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地、地すべり）
- ・内水ハザードマップ

第 21 条 (防災マップ原案の作成)

前条までの検討結果に基づき、記載事項や表現方法についての最終方針を確定し、防災マップ原案データを作成するものとする。

作成データ形式は、イラストレータ（Ai 形式）とする。

第 22 条（ホームページ公開用データの作成）

防災マップ原案に基づき、新見市ホームページ等での公開用データとして、電子データ（PDF 形式等）を作成するものとする。

第 23 条（防災マップの印刷）

防災マップ原案データに基づき、地域住民への配布用ハザードマップの印刷を行うものとする。

印刷仕様については、以下のとおり予定する。

- (1) 印刷仕様：フルカラー
- (2) 印刷枚数：18,000 枚（各図郭の合計枚数）
- (3) 紙質等：受注者が提案するものとする

なお、提案する防災マップ形態を踏まえ、印刷部数の内訳等については、担当職員との協議により決定するものとする。また、紙質等については長期間使用することを想定したものとし、現物をプレゼンテーションの際に提示するものとする。

第 24 条（防災マップ収納用ファイルケースの作成及び封入）

新見市防災マップを収納するためのファイルケースを作成するものとし、ファイルケースは、防災マップが 3 枚程度を収納することができる厚みとする。

成果品として提出する際には、作成したマップを当該ファイルケースに収納の上提出することとし、封入数量については担当職員との協議により決定するものとする。デザイン等については、受注者からの提案とする。

第 25 条（その他の独自提案）

受注者の自由な発想により、新見市防災マップをより便利で活用しやすいものとなるよう、受注者が提案できるものとする。

第 26 条（報告書作成）

本業務の内容について、わかりやすく報告書としてとりまとめるものとする。

また、それらの内容を電子データとしてとりまとめ、CD-R 等の電子媒体を作成するものとする。

第 27 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時：1 回、中間時：2 回、成果納品時：1 回の計 4 回を行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には管理責任者が立ち会うものとする。

第 3 章 成果品

第 28 条（成果品）

本業務で納品すべき成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 業務報告書（A4 版チューブファイル） | 2 部 |
| (2) 新見市防災マップ | 18,000 枚（各図郭の合計枚数） |
| (3) 新見市防災マップ収納用ファイルケース | 18,000 枚 |
| (4) 電子データ（CD-R 等） | 1 式 |

- ①印刷用データ（Ai 形式）
- ②ホームページ公開用データ（PDF 形式）
- ③GIS データ（SHAPE 形式）

（5）打合せ記録簿

1 式

なお、電子成果品の提出にあたっては、ウィルス対策を実施した上で、提出を行うものとする。

第 29 条（成果品の納入等）

成果品の納入等は次のとおりとする。

- （1）納入期日 令和4年3月25日までに納入すること。
- （2）納入場所 新見市 総務部 総務課 危機管理室（岡山県新見市新見310番地3）